

城里町中小企業等継続応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が急減する町内に事業所を有する中小企業者又は個人事業主に対して、事業継続を支援するため、予算の範囲内で給付金を交付することについて、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この給付金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項及び第3項に規定する中小企業者又は小規模企業者。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。
- (2) 本社又は本店が城里町内にある者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から令和2年12月までのうち任意の一月（以下「対象月」という。）の売上高が、前年の対象月の売上高と比較して10%以上減少している者
- (4) 交付申請の時点において、町税（町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の滞納がない者
- (5) 交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有している者
- (6) 交付申請の時点において、国が実施する持続化給付金を受けておらず、かつ、今後も受ける予定のない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等でないもの

2 第1項第3号の規定において、平成31年2月以降に創業を開始した者については、前年の対象月の売上高を、創業した月から令和2年1月までの期間の月平均の売上高と読み替えるものとする。

3 第1項第3号の規定において、天災その他やむを得ない事由により前年の対象月と比較することができない者においては、前年の対象月の売上高を平成30年の対象月の売上高と読み替えるものとする。

(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、別表に掲げる額とする。

2 天災その他やむを得ない事由により、令和元年の売上金額が著しく減少した個人事業主にあつては、平成30年の売上金額とする。

3 天災その他やむを得ない事由により、前年の対象月が属する事業年度（以下「比較事業年度」という。）の売上金額が著しく減少した法人にあつては、比較事業年度の前事業年度の売上金額とする。

(交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、城里町中小企業等継続応援給付金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 令和元年又は比較事業年度の売上金額（事業収入）がわかる税の申告書等の写し
- (2) 対象月の売上高がわかる書類（売上台帳など）
- (3) 前年の対象月の売上高がわかる書類（売上台帳など）

- (4) 城里町中小企業等継続応援給付金交付請求書（様式第2号）
 - (5) 誓約書（様式第3号）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項第1号において、天災その他やむを得ない事由により申告期限の猶予等を受けている者については、令和元年を平成30年と、比較事業年度を比較事業年度の前事業年度に読み替えるものとする。
- 3 第2条第2項に該当する者においては、前項の添付書類に加え、創業時期が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 4 第2条第3項、第3条第2項及び第4条第2項に該当する者においては、前項の添付書類に加え、天災その他やむを得ない事由を確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第5条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、城里町中小企業等継続応援給付金交付決定通知書（様式第4号）により通知し、給付金を交付するものとする。適当と認めないときは、城里町中小企業等継続応援給付金不交付決定通知書（様式第5号）を通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第6条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により給付金の交付決定を受けたときは、給付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した給付金を返還させることができる。

2 給付金の交付を受けた者が交付申請日から1年に満たないで事業継続を終了したときは、給付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した給付金を返還させることができる。

（申請期間）

第7条 この給付金の申請期間は、この告示の施行日から令和3年1月29日までとする。

（実績報告）

第8条 規則第14条の規定による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

個人事業主においては令和元年、法人においては比較事業年度の売上金額		50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上
給付金額	個人事業主	1万円	3万円	10万円	15万円	20万円
	法人					

様式第1号（第4条関係）

城里町中小企業等継続応援給付金交付申請書

年 月 日

城里町長 様

申請者
住所
名称
代表者職・氏名
電話番号

㊟

次のとおり給付金の交付を受けたいので、城里町中小企業等継続応援給付金交付要綱第4条の規定に基づき申請します。

記

1 給付金交付申請額 金 円

申請にあたり、町が申請者に係る税情報を閲覧することに
同意します 同意しません（いずれかにレ）
※同意しませんでしたにチェックの場合は町税の納税証明書（3か月以内のもの）を添付してください。（写し可）

2 売上高等

- 対象月の売上高（令和2年2月から12月のいずれか一月）
令和2年 月 A 円
- 前年の対象月の売上高（Aの前年同月・創業後月平均）
B 円
- 減少率 $((B - A) / B \times 100)$ %
- 1年間の売上金額 円
※個人事業主は令和元年、法人は前年の対象月が属する事業年度

3 事業者情報

- 主な業種 業
- 従業員数 人
- 資本金 円 ※法人の方のみ記入

添付書類（添付する書類にをすること。

- 令和元年又は事業年度の売上金額（事業収入）がわかる申告書の写し
- 対象月及び前年の対象月の売上高が分かる書類（売上台帳の写しなど）
- 城里町中小企業等継続応援給付金交付請求書（様式第2号）
- 誓約書（様式第3号）
- その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

城里町中小企業等継続応援給付金交付請求書

年 月 日

城里町長 様

申請者
住所
名称
代表者職・氏名
電話番号

印

城里町中小企業等継続応援給付金の交付を下記のとおり城里町中小企業等継続応援給付金交付要綱第4条の規定に基づき請求します。

記

交付請求額 金 円

振込先口座名		
金融機関名		本店（所） 支店 支所
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は、申請者と一致する必要があります。

誓約書

年 月 日

城里町長 様

申請者
住所
名称
代表者職・氏名 ㊦

私は、城里町中小企業等継続応援給付金の交付を申請するに当たり、城里町中小企業等継続応援給付金交付要綱第4条の規定に基づき、下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して城里町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 給付金交付対象者の要件をすべて満たしています。虚偽が判明した場合は、給付金の返還等に応じます。
- 2 国が実施する持続化給付金を受けていない、又は今後受ける予定はありません。
- 3 交付申請日から1年に満たないで事業継続を終了したときは、給付金の交付決定が取り消され、又は既に交付した給付金の返還に応じます。
- 4 城里町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 事業に係る営業に必要な許認可を全て有しており、それを証明するものの提示の求めがあれば応じます。
- 6 個人又は法人の役員等が城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等ではありません。
- 7 次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

様式第4号（第5条関係）

城里町中小企業等継続応援給付金交付決定通知書

年 月 日

様

城里町長



年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり給付金の交付を決定しましたので、城里町中小企業等継続応援給付金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第5号（第5条関係）

城里町中小企業等継続応援給付金不交付決定通知書

年 月 日

様

城里町長



年 月 日付けで申請のあったこのことについて、給付金の不交付を決定しましたので、城里町中小企業等継続応援給付金交付要綱第5条の規定により通知します。